

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 水戸証券株式会社  
代表者名 取締役社長 真殿修治  
(コード番号 8622 東証第1部)  
問合せ先 経営企画部長 大槻 剛  
(Tel 03-6739-5401)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

今般、会社法第 427 条の改正により責任限定を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および監査役について期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 26 条および第 30 条の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日（木）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上

【別紙】

< 定款変更の内容 >

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第25条 (省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任限定) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第27条～第29条 (省略)</p> <p>(<u>社外監査役</u>の責任限定) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第35条 (省略)</p>	<p>第1条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任限定) 第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役</u>（<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、7百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任限定) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役</u>との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第35条 (現行どおり)</p>

以上